

会 議 録

会 議 名	令和6年度 第2回 山形市成年後見推進協議会		
開催日時	令和7年2月20日(木) 15:00～16:30		
開催場所	山形市総合学習センター 多目的会議室		
主 催	山形市福祉推進部長寿支援課、障がい福祉課		
出席者	<p>【委員】</p> <p>東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科 教授 豊田 正利</p> <p>山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長 石垣 肇之</p> <p>成年後見センター・リーガルサポート山形 支部長 石沢 光康</p> <p>山形県社会福祉士会 事務局長 柴田 邦昭</p> <p>山形県行政書士会 山形支部 中村 雄二郎</p> <p>山形さくら町病院 医療福祉相談室 室長 後藤 和樹</p> <p>山形市民生委員児童委員連合会 常任理事 山本 元</p> <p>山形県知的障がい者福祉協会 (向陽園地域生活支援センター心音) 會田 雄</p> <p>山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表 (山形西部地域包括支援センター) 奥山 祐美</p> <p>山形市障がい者自立支援協議会 (相談支援事業所まんさく) 阿部 遼華</p> <p>やまがた市民後見サポートセンター 副理事長 栗田 俊彦</p> <p>山形県健康福祉部高齢者支援課 課長 板垣 洋子</p> <p style="text-align: right;">(代理：主査 大瀧 淳史)</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>山形家庭裁判所 訟廷管理官 有我 信敬</p> <p>【事務局】 (山形市福祉推進部)</p> <p>山形市福祉推進部長 松浦 雄大</p> <p>長寿支援課長 阿部 伸也</p> <p>長寿支援課 課長補佐 佐藤 恵美子</p> <p>長寿支援課 ようご支援係長 進藤 義悦</p> <p>長寿支援課 ようご支援係 主任社会福祉士 近江 十賢</p> <p>長寿支援課 ようご支援係 社会福祉士 佐藤 明日香</p> <p>障がい福祉課長 清野 開</p> <p>障がい福祉課 課長補佐 齋藤 俊邦</p> <p>障がい福祉課 障がい福祉第二係長 澤井 厚志</p> <p>障がい福祉課 障がい福祉第二係 主任精神保健福祉士 奥山 紗央里</p> <p>障がい福祉課 障がい福祉第二係 主事 齊藤 夏希</p>		

	(山形市社会福祉協議会／山形市成年後見センター) 山形市社会福祉協議会 常務理事 事務局長 事務局次長（兼）相談支援課長 成年後見センター長 相談支援課 権利ようご係長 相談支援課 権利ようご係 主査 相談支援課 権利ようご係 主任 相談支援課 権利ようご係 主事	高瀬 謙治 佐藤 貴司 漆山 弘幸 鈴木 裕美 児玉 和行 神谷 晃司 木内 優子 常川 光
議 題	下記のとおり	
資 料	別添のとおり	
一般傍聴者数	0人	
傍聴した記者数	0人	
作 成 者	長寿支援課 ようご支援係 佐藤 明日香	

1 開会

2 会長挨拶

限られた時間の中であるが、忌憚のないご意見、ご助言をいただき、成年後見制度利用促進に向けた意義のある会議にしていきたい。

※ これより「次第3 報告」及び「次第4 協議」の議長を会長が務める。

3 報告

(1) 令和6年度における山形市の利用促進の取組状況について

○事務局より、資料1-1に沿って報告。

会長：

成年後見センターのチラシを地域や関係機関へ配布し反響はあったか。

委員：

民児協定例会で山形市成年後見センターへ出前講座を依頼した地区がある。また、民生委員が住民から後見制度について相談を受けることがある。その際にチラシを活用している。繋ぐだけでなく、民生委員自身も制度について深く学ぶ必要があると感じている。来年度は改選もあるため新任の民生委員にも制度を周知していきたい。

(2) 各団体・機関の活動状況について

○各委員より資料1-2に沿って報告。

委員：

山形県社会福祉士会では、日本社会福祉士会からの委託という形で成年後見人養成研修を行っている。基礎研修Ⅲまでの修了者を対象としており、受講終了後はばあとなあ山形の名簿へ登録を義務付けている。また、連絡会こまくさの事務局を担っており、今年度は置賜後見センターの職員を講師に招き、実

実践報告、模擬会議及び情報交換を行った。WEB 開催で参加者は56名であった。置賜後見センターは3市5町を対象とし、米沢市社会福祉協議会が受託し運営している。なお、受任調整会議には当会の会員も委員として参加している。

委員：

置賜地区成年後見人等受任団体情報交換会へ参加し、コスモス山形の取組について説明を行った。また、山形県法人後見実施団体養成研修への参加や、東根市にて成年後見無料相談会を開催した。

委員：

「高齢になった時、不安なく暮らすためお手伝いをする制度について」というテーマのもと、ケアマネジャーを講師に招きセミナーを開催した。

オブザーバー：

令和6年11月に家事関係機関との連絡協議会をWEBで開催し、三士会や自治体職員が参加した。中核機関の設置や連携について協議を行った。

意見：委員

小規模自治体へ仕組みを広げていく際に様々な課題があると思われるが、広域連携のモデルとして置賜後見センター設置は良い取組だと感じた。

意見：委員

当会でも連絡会こまくさの構成員となっており、他の専門職団体と連絡調整や情報交換を行っている。研修会には自治体職員も参加しており、成年後見制度利用促進計画に沿って使いやすい成年後見制度の運用を考える機会となっている。また、研修会の中では受任者調整会議の模擬会議を実施。昨年度は山形市、今年度は広域でやっている米沢市をモデルとした。WEBを使ってディスカッションを行い、自治体職員に対しても受任者調整会議の重要性について説明を行った。質疑応答もあり有意義な情報交換の場になった。

意見：委員

連絡会こまくさの研修会には小規模自治体の職員の参加が多かった。連絡会こまくさとして県から成年後見促進事業の委託を受けており、中核機関の立ち上げへの専門職派遣、受任者調整会議が設置されていない自治体に専門職を派遣している。山形市の取組をモデルとして説明している。

質問：会長

第二期成年後見制度利用促進基本計画において、司法はどのように地域や関係機関と連携を取っているのか。

⇒**回答**：オブザーバー

裁判所は成年後見制度の運用面についての講師派遣、統計数値の提供などを行っている。権利擁護支援は成年後見制度だけではなく、成年後見制度利用に至るまでの日常自立支援で様々な機関が関わっている。福祉行政等がどのような動きをしているのか、裁判所がどのような動きをしているのか相互理解が必要と感じる。機会があればオブザーバーという形で参加していきたい。

4 協議

(1) 令和7年度の山形市の利用促進の取り組みについて

○事務局より、資料2 に沿って報告。

意見：委員

先日、福祉サービス利用援助事業の会議に出席した。福祉サービス利用援助事業の対象者は、成年後見制度同様、認知症高齢者や障がい者等である。一方で利用者割合を見れば、福祉サービス利用援助事業は高齢者と障がい者で半数ずつが利用しているのに対し、後見制度利用者は認知症高齢者が大半である。今後親が高齢になったケース、親にも支援が必要になりかつ子にも障がいがあるケースが増加してくる。複雑な課題を抱える世帯への支援、障がいを持っている子がいる世帯への支援が重要だとも考える。引き続き支援をお願いしたい。

⇒**回答**：事務局

成年後見制度は支援方法の一つであり、世帯への支援がそこで完結するわけではない。様々な関係機関と連携を取り複雑な課題を抱える世帯への支援を検討していく。関係機関とも連携を深めていきたい。

意見：委員

介護サービス事業所に対し周知していくことは良い取組だと思う。施設で働いている職員に権利擁護とは何か、成年後見制度が果たす役割は何なのか、専門職団体と成年後見センターが連携して研修などの周知を検討していただきたい。

また、大瀧委員より障がいのある子どもの保護者の話が出たが、家族の会等で後見制度の研修を依頼されたことがある。家族の会への周知も広がっていくと良い。

意見：委員

身寄りのない方が入院してくることが増えた。支援を考える上でキーパーソンを探すことから始めると対応が困難である。入院となる前に後見制度利用を検討できるように周知が必要ではないか。

意見：委員

問い合わせが来た時に然るべきところへ繋げられるよう、地域包括支援センター職員の中でも周知、学習を深め資質向上を目指す。

意見：委員

後見制度はお金がかかる、相続が必要な時に使う制度というイメージが強く、権利擁護のための制度ということが浸透していない。後見人等への報酬については市で行っている助成制度もある。福祉サービス利用援助事業なども含め、本人にとってどの支援が一番適切か総合的に検討する中で、成年後見制度について周知が広がると良い。

意見：委員

知的障がい者福祉協会でも育成会と共催で研修会を企画し、成年後見制度をテーマとして取り扱ったことがある。今後また取り扱えるよう検討していきたい

意見：委員

申立書類を司法書士が作成することがある。申立費用の助成については申立人が助成の申請をすることになる。助成申請を一般市民が行う場合と専門職が行う場合が想定されるが、助成の条件などが煩雑になるかもしれない。

意見：委員

申立費用の助成を切手及び収入印紙代に限るか、専門職に申立を依頼した際の費用も含むのかについて、国庫補助金が対象となるか確認が必要である。本人申立、親族申立は予算上の見込みが立てづらい。家庭裁判所から情報提供をもらうことが必要になると想定されるが、個人情報の問題もある。

意見：委員

専門職が申立書類を作成する費用を助成するのであれば、申立業務の支援としても親族にとってありがたい制度だが、予算がどの程度なのかがわからない。

意見：委員

最高裁判所で年度ごとに出している成年後見制度の概要によると、市町村長申立が25%、本人申立が25%となっている。本人申立は、頼れる親族がなく福祉関係者がサポートしやむを得ず本人申立という形になっていることが予想される。親族が使いやすい後見制度というのを柱立てているが、障がい者や高齢者に携わってくれる親族も核家族化で減少しているのが実情と思われる。

→本人・親族申立案件の申立費用助成については、協議の結果課題が多いため引き続き検討する事項とした。

(2) 「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」の作成について

○事務局より、資料3 に沿って報告。

質問及び**意見**はなし

(3) その他

資料全体として、「障がい相談支援センター」と「障がい相談支援事業所」の表記の整理を行う。

意見：オブザーバー

権利擁護支援は成年後見制度だけではない。申立に至るまでの間に、福祉関係者の検討、協議を踏まえて申立に至っていることを学ぶことができた。

5 閉会